

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部を改正する条例(案) 骨子

■ 条例改正の目的

令和2年度から始まる狛江市総合基本計画の第4次基本構想における市の将来都市像を「ともに創る 文化育むまち ～水と緑の狛江～」としており、「ともに創る」には、まちづくりの主体である市民を始め、地域を支える様々な主体がお互いに連携・協働し、支え合うことで、市民参加と市民協働によるまちづくりをより一層進め、安心して笑顔で住み続けられるまちをともに創っていくという想いが込められている。

狛江市市民参加と市民協働の推進に関する基本条例は、平成15年4月に施行し、これまで運用実績等を踏まえて必要な条例改正を行ってきたところであるが、狛江市総合基本計画での考えや市民参加と市民協働の今後の推進及び改善に向けて検討した結果、下記のとおり所要の改正を行う。

記

1 市民協働の定義(第2条)

「市民協働」の定義について、市民公益活動を行う団体に限らず、今後は様々な主体との連携が求められることから、協働主体の範囲を広げるとともに、市との関係に限らず、各主体が連携、協働してまちづくり活動に取り組むことも市民協働の定義に含めるよう改める。

これに伴い、「事業者」の定義を加えるとともに、前文の規定を整理する。

改正案	現 行
第2条 (2) 市民協働 <u>市民、市民公益活動を行う団体、事業者(以下「市民等」という。)</u> <u>及び市の実施機関が、相互に連携し、行政活動等について共同して取り組むこと。</u>	第2条 (2) 市民協働 <u>市の実施機関と市民公益活動を行う団体が、</u> 行政活動等について共同して取り組むこと。
<u>(7) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人又は個人</u>	

2 市の責務（第3条）

市民協働の定義の改正に伴い、市民協働に係る市の責務の規定を改める。

改正案	現 行
<p>第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、<u>市民等</u>に積極的に提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる<u>市民等</u>が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。</p>	<p>第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、<u>市民及び市民公益活動を行う団体</u>に積極的に提供しなければならない。</p> <p>2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる<u>団体</u>が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。</p>

3 審議会等の委員（第9条）

審議会等の委員構成に関する「男女比率」の規定について、多様な性のあり方を踏まえ、「性別の偏り」に改める。

改正案	現 行
<p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び<u>性別の偏り</u>並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りではない。</p>	<p>第9条 市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等（以下「審議会等」という。）の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び<u>男女比率</u>並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募等により選考するものとする。ただし、法令により市民参加が困難な審議会等については、この限りではない。</p>

4 意見の提出期間（第 15 条）

パブリックコメントの提出期限の規定を分かりやすくするため、「告知の日から 30 日以上の間を設ける」に改める。

改正案	現 行
第 15 条 2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集は、 <u>告知の日から</u> 30 日以上の間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を 3 週間とすることができる。	第 15 条 2 パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を <u>告知してから意見の提出期限の間に</u> 30 日以上の間を設けなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、その理由を公表し、提出期間を 3 週間とすることができる。

5 情報環境の整備（第 26 条）

市民協働の定義の改正に伴い、広く市民公益活動に関する情報を収集及び提供するように改める。

改正案	現 行
第 26 条 市は、市民公益活動に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。	第 26 条 市は、市民公益活動 <u>を行う団体</u> に関する情報の収集と提供を行うとともに、その情報環境の整備に努めるものとする。

6 参入の機会の提供（第 27 条）

行政活動への参入の機会について、市民公益活動を行う団体に限らず、市民及び事業者に対しても提供するように努めるように改める。

改正案	現 行
第 27 条 市は、 <u>市民等</u> に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。	第 27 条 市は、 <u>市民公益活動を行う団体</u> に対し、その専門性、地域性等の特性を活用することができる分野の行政活動について、参入の機会の提供をするよう努めるものとする。

7 登録制（第 28 条）、書類等の公表（第 29 条）

参入の機会の提供を受けるための団体を登録制とすることについて、制度の役割が限定的となっており、他の登録制度と整理するため、条例の制度としては廃止する。

8 施行日

令和 5 年 4 月 1 日